

川口市私道舗装整備補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、私道の舗装整備を行う者に対し、予算の範囲内において私道舗装整備補助金（以下「補助金」という。）を交付し、市民の生活環境の整備をはかることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路をいう。

(2) 工事施行者 私道に接する家屋の所有者又は土地の所有者並びに居住者で、当該私道に舗装整備を行う者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対して補助金を交付する。

(1) 工事施行者であること。

(2) 工事施行者全員が市税を完納していること。

(補助金交付対象)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する私道の舗装整備に対して補助金を交付する。

(1) 生活道路として、現に一般の用に供されていること。

(2) 道路幅員が1.8メートル以上あり、かつ、境界が明確であること。

(3) 公道に接続していること。

(4) 私道に家屋が4戸以上面していること。ただし道路位置指定を受けたものについては3戸以上とする。

(5) 既舗装道路にあっては、路面の損傷が著しいと認められること。

(6) 道路位置指定の認可を受けている私道については、認可から10年以上経過していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の(1)～(2)のいずれかに該当するものは補助対象外とする。

(1) この要綱によりすでに補助金の交付を受け舗装整備をした私道で10年を経過していないもの。

(2) 埼玉県コミュニティ施設特別整備事業に基づく補助を受けたもの及び受けようとするもの。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、工事施行者が補助対象工事に要した工事費とする。ただし、市長が別に定める積算工事費を上回る場合は、積算工事費を限度とする。

(補助率及び補助金額)

第6条 補助率及び補助金額は、補助対象経費の10分の8以内に相当する額とする。ただし、幅員が4メートル未満で、側溝整備等を伴う場合は、10分の6以内に相当する額とする。

(交付の申請方法)

第7条 工事施行者は、私道舗装整備について予め市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする工事施行者は、代表者を選任して私道舗装整備承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 私道舗装工事設計書

(2) 案内図

(3) 公図の写し

(4) 道路平面・横断・縦断図

(5) 私道舗装整備承諾書(様式第2号)

(6) 誓約書・委任状(様式第3号)

(7) 市税調査同意書(様式第4号)

(8) 道路利用状況説明書

(9) 印鑑登録証明書(代表者)

(10) 登記簿謄本 (私道分)

(11) その他市長が必要と認める書類

(舗装整備の承認及び通知)

第8条 市長は、前条に基づく申請が出された時は、申請書類及び現場審査を行い当該工事の承認の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは私道舗装整備承認通知書(様式第5号)又は、私道舗装整備不承認通知書(様式第6号)により当該工事施行者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認について必要があると認めた時は、条件を付することができる。

(工事の施工)

第9条 工事施行者は、私道舗装整備工事にあたっては、川口市入札参加登録名簿(建設工事)の土木一式工事指名登録業者に施工させなければならない。

(竣工及び検査)

第10条 工事施行者は、私道舗装整備工事等が竣工したときは、遅滞なく竣工届(様式第7号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、工事が舗装整備の承認の内容又はこれに付した条件に従って施工されていないと認めたときは、工事施行者に対しこれらに従って施工すべきことを命ずることができる。

(補助金の請求)

第11条 補助金の交付を申請しようとする工事施行者は、私道舗装整備補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、すみやかに当該請求書の審査を行い補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第12条 前条の申請により補助金の交付を受けた者は、私道舗装整備補助実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第10号)

(2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、工事施行者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 市長が付した条件又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に工事施行者に補助金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

(補 則)

第15条 この要綱について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和53年4月1日から施行する。

一部改正 昭和56年4月1日

昭和59年4月1日

昭和60年4月1日

昭和61年4月1日

昭和63年4月1日

平成 3年4月1日

平成 7年4月1日

平成16年4月1日

平成28年8月1日

令和 2年8月1日

令和 3年4月1日

令和 5年8月1日